#### 告 示

## 埼玉県告示第千百四十四号

鳥獣 第三十五条第  $\mathcal{O}$ 保 ボ護及び 管理 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 並 規定に びに狩 ょ 猟 ŋ 0 適正 次  $\mathcal{O}$ 化 と に関 お ŋ する法 特定猟 律 具使用禁 (平成十四年法律第 止 X 域を指定する 八 +八

埼玉県知事 上

田

清

司

成三十年十月二十六日

一 名称

川島特定猟具使用禁止区域(銃

### 二区域

と 比 進 岸 号 لح 号 市 と 老 て 7 て 至 6 同 西 袋線 東 り 点 点 同 Ш 4 進 に と と  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 企 右岸 進 交点 企 カコ カュ 右 境 4 小  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح 交  $\mathcal{O}$ لح 進 進 岸 界 界に み 島 点 交点 進 郡 畔 交 交 同 5 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 郡 み み、 4 点 点 吉 地 越 交 に に 交 同 同 Ш Ш 町  $\mathcal{O}$ Ш 交点 点 見 点 市 越 背割 至 至 島 境 市 沿 沿 沿 点 に 沿 側 に に と坂戸 に至り り、 り、 至 町 界 道 市 般 至 を 町 か 0 法 至 Ш Ш 0 0 0 て南 ال |ال 国道 り、 り、 起点 島 島 堤 下 ŋ に 大  $\mathcal{O}$ 6 に て て に て 字 北 至 境 沿 北 北 町 町 東 沿  $\mathcal{O}$ لح 同 同 界 松 市 \_ 地 地 道 道 西 西 西 島 同 伊 道二千二十 西 Ш  $\mathcal{O}$ 同 同 ŋ لح 0 0 に進 に 百 交点 地 地 点 て に と 島 点 地 草 と 山 て 町 同 進 進 市 東 北 進 Ш  $\mathcal{O}$ 五. 町 点 点 地 カュ カコ 点 同 地  $\mathcal{O}$ 二十 み、 み、 み、 <u>-</u>+ غ |ال み、 十四四 交点 に 島 境 地 に 側 に カコ カ 点 5 5 か 同 内 進 界 進 町 法 点 至 ら カュ 同 同 6 地 に 5 三号 五. 島 兀 に み、 み、 坂 坂 号 下 ŋ 同 同 5 県 町 同 か 点 お  $\mathcal{O}$ لح 境界と 号線 号 道 至 町 戸 級 戸 級  $\mathcal{O}$ لح لح 地 Ш 同 道 町 5 け カン 方道に 左岸に 市 線 線 東 市 河 交点  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 同 町 に に 道 同 り  $\mathcal{O}$ 東 河 5 る 道二 道 لح 境 松 松 Ш Ш 交点 接点 地 沿 沿 県 同 لح لح に \_\_ に 道  $\mathcal{O}$ 同 界 越 Ш 越  $\mathcal{O}$ 点 沿 Ш 山 町 般  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 0 0 交点 千六 島 辺川 交点 て南 国道二 交 接 地 に 市 市 辺 至 に に 沿 沿 道 カュ 沿 て に 0 点 点 沿 Ш 至 東に 沿 点 町 至 て に لح لح n 6 0 0 0 坂戸 坂戸 百二 右岸と 右岸と 北 に に に  $\mathcal{O}$ に 1) ŋ 同 て て て 東 沿 カン 0 0 境 界 至り 至 至 背 南 進 至 西 東 百 5 7 同 南 に て 0 市 み、 ŋ 西 市 割 進 に り り Ш +地 に に 西 南 五. 同 同 7  $\mathcal{O}$ 島 五. と  $\mathcal{O}$ 点 地 地 堤 進 進 み 進 + に  $\mathcal{O}$ に に 東 لح 交点に 境界と の交点 交点に 号線 点 点 み、 み、 み、 四号 同 町 進 Ш カュ に 進 Ш 進 に 同 同 同 と吉 島 地点 島 4 進 地 地 地 4 5 カュ カコ 沿 4 <del>-</del> 点 般 点 主 4 点 町 لح 同 5 6 0 入 町 لح 至 至 間 カュ 見 東  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に カゝ 境 同 同 7 要 道 県 島 Ш カュ カュ \_\_ **水道平沼** り、 至り 五千 境界 交点 交点 り、 国道 地 町 松 5 界 背 西 Ш 級 町 島 島 b 6 ら 道 同 同 Ш Ш 割 12 方 河 町 般 町 同  $\mathcal{O}$ 道 道二— 境 市 と に に 越市 沿 堤 進 越 Ш 七 県 道四 町 町 同 に \_ 同 み 道 道 道 道 لح  $\mathcal{O}$ 至 至 地 地 に 辺 Ш 入 百 中 同 沿 0 Ш 点 地点 点 越 七 平 千 に 交 ŋ り 沿 Ш 間 老 と て 0 八 点 坂 +沿 カュ か 入間 背 栗 Ш 袋 号 六 沿 沿 沿 島 西 7 0 北 橋 左 同 5 5 戸 7 割 百 町 同 カン 0 0 0 0

Ŧī. 同 で 同 同 0 7 0 て 7 地点 + 地 地 地 点 点 地 て 西 て 0 九 点 点 点 西 兀 カン カュ 同 南 進み、 号 号 地点 に 進み、 れ か か カュ 西 に カコ カン 5 5 線 に 進み、 進 た لح 同 ら ら ら 同 ら 5 み、 0) 同 進み、 区 同 同 同 町 町 同 カュ 域。 交点に の交 町道 道 町道に 町道に ら同 町 町 道 Ш 道 道 島町 に に Ш 島 点 に 沿 町 島 島 に に 沿 <del>---</del> (面積千三百三へ 至り、 方道 12 沿 沿 沿 道 般 町 道 沿 沿 道千二百六十一 町 0 0 至り て南 千三百 に沿 道二 て 0 国道二百五十四号と 道千二百五 0 0 0 0 て東に て北西 て北 北 て て北西に進み、 南に 西 に 同 0 <u>-</u>二十 進 地 同 西 に て 兀 Ш 進み、 み、 地点 進み、 進み、 12 点 に 西に進み、 + 島 から同 進み、 進み、 号線 十三号線 六 号線と クタ 号線 カュ Ш 5 主要 Ш Ш 島町道千百五 との  $\mathcal{O}$ Ш 島 ] 国 同 島 Ш Ш لح 交点 島 道に 地方 ル 町道 島 島町道一―三号線との 川島 川島 交点 町道千百五 لح  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 町道千百 町道千百六十一号線との交点に至り、 町 交点  $\mathcal{O}$ 交点に至り、 道 道 交点に 12 至 に沿って東 沿 町道二―二号線との 町道千二百十七 至り、 に 0 日 て 南  $\overline{+}$ 高 五十二号線 至 川島線、 -二十号線 至り +九号線との り 同 東に 七号線と 同 地 12 同地点 地点 同 進み 進 년 川 同 地 カコ 号線 み、 لح 地 5 کے カゝ 点  $\mathcal{O}$ 点 島  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 交点に至り 交点に至 カュ 6 か 交点に 交点に 交点に 交点に 起点に至る線 町 と カュ 同 5 5 道三千三百  $\mathcal{O}$ 同 町 同 方 6 交点 町 道 道 玉 同 町 |道二百 至 至 至 り 至 町 道 道 り り に 道 に 沿 に 同 沿 同 至 沿 0 0

### 三 存続期間

成三十年 +月 \_ 日 カュ ら平成三十五年十月三十 <del>---</del> 日 ま で

# 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器